

訪問看護・介護予防訪問看護重要事項説明書

〈令和 8 年 2 月 1 日現在〉

1 訪問看護事業者(法人)の概要

| | |
|---------|---|
| 名称・法人種別 | 株式会社 LIFELIB |
| 代表者名 | 代表取締役 青木 創治郎 |
| 所在地・連絡先 | 〒231-0025 神奈川県横浜市中区松影町三丁目 11 番地 2 三和物産松影町ビル 102 電話:045-306-9545 |

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

| | |
|---------|--|
| 事業所名 | アイナース訪問看護ステーション 磯子 |
| 事業所番号 | 1460790360 |
| 所在地・連絡先 | 〒235-0001 神奈川県横浜市磯子区上町 1-28 電話:045-353-8651 FAX:045-353-8116 |
| 指定年月日 | 令和 8 年 2 月 1 日 |
| 管理者の氏名 | 村上 龍太郎 |

(2) 事業所の職員体制

| 従業者の職種 | 人数(人) | 区分 | | 職務の内容 | |
|--------|-------|----|-----|-------------|---|
| | | 常勤 | 非常勤 | | |
| 管理者 | 1 | 1 | | 訪問看護サービスの統括 | |
| 訪問看護員 | 保健師 | 1 | 1 | 訪問看護サービスの提供 | |
| | 看護師 | 8 | 2 | | 6 |
| | 准看護師 | 1 | 1 | | |
| | 理学療法士 | 4 | 2 | | 2 |
| | 作業療法士 | 1 | | | 1 |
| 言語聴覚士 | | | | | |

(3) 営業日および営業時間

| | |
|----------|------------------------------|
| 営業日 | 月曜日～金曜日(祝日・12月30日～1月3日を除く) |
| 営業時間 | 午前9時～午後6時 |
| サービス提供日 | 月曜日～日曜日(年中無休) |
| サービス提供時間 | 午前9時～午後6時(電話等による連絡は24時間対応体制) |

(4) 事業の実施地域

| | |
|-------|---|
| 磯子区 | 汐見台、森、森が丘、中原、栗木、田中、新中原町、新杉田町、下町、滝頭、上町、西町、東町、馬場町、坂下町、岡村、久木町、新磯子町、岡村、鳳町、丸山、広地町、中浜町 |
| 南区 | 全域 |
| 中区 | 全域 |
| 西区 | 東久保町、境之谷、霞ヶ丘、老松町、日ノ出町、東が丘、初音町、黄金町、末吉町、英町、宮川町、伊勢佐木町、若松町、曙町、弥生町、藤棚町、西戸部町、中央、赤門町、福富町、浅間町 |
| 保土ヶ谷区 | 西久保町、元久保町、星川、桜ヶ丘、岩崎町、月見台、保土ヶ谷町、瀬戸ヶ谷町、霞台、狩場町松町 |
| 港南区 | 大岡、港南、別所、別所中里、大久保、最戸、中里 |
| 神奈川区 | 栄町、大野町、金港町、鶴屋町 |

3 訪問看護の利用時間及び利用回数

訪問看護の利用時間及び利用回数は、居宅サービス計画および主治医の訪問看護指示書に基づき、訪問看護計画に定めるものとします。但し医療保険適用となる場合を除きます。

4 訪問看護の提供方法

訪問看護の提供方法は次のとおりです。

- (1)利用者がかかりつけの医師に申し出て、主治医がステーションに交付した指示書により、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施します。
- (2)利用者に主治医がいない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係区市町村等、関係機関に調整等を求め対応をします。

5 訪問看護サービスの内容

- (1)療養上の世話
清拭・洗髪などによる清潔の管理・援助・食事(栄養)及び排泄等、日常生活療養上の世話、ターミナルケア
- (2)診療の補助
褥瘡の予防・処置、カテーテル管理等の医療処置
- (3)リハビリテーションに関すること
- (4)家族への療養上の指導・相談、家族の健康管理

6 費用

介護保険対応、医療保険対応で料金が異なります。

- (1)介護保険給付対象サービス(指定訪問看護・指定予防訪問看護)指定訪問看護・指定予防訪問看護では若干料金が異なります。
- (2)医療保険給付対象サービス
医療保険の適用がある場合は、原則として別紙料金の1割~3割が利用者様の負担額となります。
※別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者、特別管理加算対象者、特別訪問看護指示期間中の利用者は、回数制限がありません。
- (3)その他の利用料
 - ①訪問看護と連携して行われる死後の処置実費(別紙参照)
 - ②通常の実施地域を超える場合の交通費実費(別紙参照)
- (4)サービスに関わるその他の費用
サービスの実施に必要な水道、ガス、電気、電話等の費用は、ご利用者様のご負担となります。
- (5)利用料等のお支払方法
前月のサービスご利用分に関する利用者負担額を、事業者が定める翌月の期日までにお支払いいただきます。お支払方法は原則として口座引き落としとさせていただきます。

7 目的及び運営方針

- (1)事業の目的
要介護状態と認定されたご利用者様に対して、住み慣れた居宅におけるご利用者様の状態に応じた看護サービスとアドバイスを提供することで、利用者様自身の能力を活かした自立的な生活環境づくりをサポートします。
- (2)運営方針
 - ①訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるように努めます。
 - ②事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めます。
 - ③事業の運営にあたって、関係市区町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供をします。

8 サービス内容に関する苦情相談窓口

- (1)利用者様からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望・苦情等に対し、迅速に対応します。
- (2)前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存します。

| | |
|-----------------------------|--|
| 当事業所お客様相談口 | 窓口責任者 代表取締役 青木 創治郎 ご利用時間 9:00～18:00 ご利用方法電話：045-306-9545 |
| はまふくコール (横浜市苦情相談コールセンター) | 横浜市中区本町6-50-10 電話番号：045-263-8084 |
| 中区役所高齢・障害支援課 | 横浜市中区日本大通35番地 電話番号：045-224-8161 |
| 神奈川県国民健康保険団体連合会 | 介護苦情相談係 ご利用時間 8:30～17:15 電話番号：045-329-3447 |

9 サービス提供のキャンセルについて

予定された訪問看護サービスをキャンセルする場合は、前日午後6時までに、次の番号までご連絡ください。
(連絡先 045-353-8651)

但し、当日キャンセルの場合は、キャンセル料(別紙のとおり)を徴収させていただきます。

連絡なくキャンセルが度重なり、事業所に損害が生じる場合、口頭および文書を以って契約を解除させていただく場合があります。

10 緊急時における対応方法

サービス提供時中に病状の急変、その他の緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行います。

主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講じます。なお、その講じた処置について、速やかに管理者及び主治医に報告します。

11 訪問看護サービス記録の保管

訪問看護サービス記録に関する記録は5年を保管期間と定め、ご利用者様およびご家族からご請求があった場合に情報を開示(観閲および実費による複写の交付)いたします

12 事故処理

- (1)訪問看護サービスの提供に際し、利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2)前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し、その完結の日から5年間保存します。
- (3)利用者様に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

13 研修

ステーションでは社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るために次に掲げる研修の機会を設け、また、業務体制を整備しています。

- (1)採用後3ヶ月以内の初任研修
- (2)年12回の業務研修

14 身分証明書の携行

訪問看護サービスを提供する看護師等は、身分証明書を携行しています。利用者様またはそのご家族から求められた場合は、これを提示します。

15 サービス提供に当たっての留意事項

従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持します。従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者が定めるものとします。

16 自費対応のサービス提供

上記以外において、自費でのサービス提供については別紙参照の上、個別に相談に応じます。

17 虐待の防止

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

附則

この規程は令和8年2月1日から施行する。